

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 21 日現在

機関番号：21102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17224

研究課題名(和文)最低生活保障の基本原則に関する考察～実証主義への批判的検討を中心に～

研究課題名(英文)Basic principles of the social safety net: a critical review of positivism

研究代表者

村田 隆史(MURATA, Takafumi)

青森県立保健大学・健康科学部・講師

研究者番号：20636477

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、主に憲法25条と生活保護法成立過程を分析し、2つのことを明らかにした。第1に、社会保障は「社会的生活保障制度」として総合的な制度体系を志向していたことである。最低生活保障は生活保護だけではなく、社会保障の整備によって実現することが想定されていた。第2に、社会保障に関する国家の義務については認めていたが、国民の権利については消極的だったことである。

上記の結論は実証主義を重視する今日の研究成果を批判的に検討したことにより導き出されており、研究方法における「総合的視点」の重要性を指摘した。

研究成果の概要(英文)：This study analyzes Article 25 of the Constitution of Japan and the formation process of the Public Assistance Law, and reveals the following two points: First, social security aimed at a comprehensive system for securing social life. The belief was that a social safety net would be realized through the development of social security, not only by means of public assistance. Second, social security was recognized as an obligation of the state, but with a negative attitude towards people's rights. These two conclusions were drawn by critically reviewing the results of current research, which emphasize positivism, and indicate the importance of comprehensive perspectives in research methodology.

研究分野：社会保障論

キーワード：生存権 最低生活保障 生活保護 社会保障研究 実証主義

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究の着想に至った経緯

本研究は、今日の貧困問題の深刻化という現実的要請と社会福祉学研究における対立点の検討(学問的要請)から課題に取り組むことになった。

(2) 貧困問題の深刻化

社会保障研究や公的扶助研究の蓄積もあり、貧困問題が深刻化していることについては、研究者間でも一定の合意がとれている。貧困状態に陥っているのは特定層の人々のみではなく、子ども、若者、女性、高齢者、ワーキングプア(働く貧困層)、障害のある人など、多岐にわたっている。

貧困問題が日常的に語られることには、積極的側面と消極的側面がある。消極的側面としては、所得再分配を目的とした社会保障制度が機能していないことが挙げられる。積極的側面としては、社会保障制度が機能していないことが明らかになり、各種制度のあり方が問われるようになったことである。しかし、このことは必ずしも社会保障制度の改善・拡充を意味していない。

(3) 最低生活保障をめぐる理解

原因の一つに最低生活保障をめぐる理解が挙げられる。日本の社会保障制度は日本国憲法 25 条(生存権)を具体化したものである。しかし、憲法 25 条には「健康で文化的な最低限度の生活を保障」、生活保護法第 1 条には「憲法 25 条の理念を具体化した」と書かれていることもあり、生存権 = 最低生活保障 = 生活保護と理解されることが多い。

そのため、貧困問題も生活保護制度の議論に集約され、社会保障制度の改善・拡充によって貧困問題を改善するという議論が広がりをみせなかった。あらためて、社会保障と最低生活保障、憲法 25 条と社会保障、の関係性を整理する必要がある。

(4) 研究方法論の対立

また、社会保障研究をめぐる対立が存在する。例えば、生活保護法成立過程に関する研究をみると、1950 年～1970 年代に発表された研究では社会経済状況をふまえた総合的視点が重視されているのに対して、1980 年代後半以降に発表された研究では一次資料に基づいた実証主義が重視されている。

2. 研究の目的

(1) 最低生活保障の基本原理の構築

研究の目的は、最低生活保障の基本原理を考察することである。そのため、憲法 25 条と生活保護法の成立過程を分析することとした。

(2) 社会科学的研究の方法論の検討

今日の社会保障研究の対立を念頭に置き、

憲法 25 条と生活保護法の成立過程の分析を通じて、研究方法論について検討する。可能であれば、研究方法論自体の提起も行いたいと考えている。

3. 研究の方法

(1) 先行研究の分析による課題抽出

まずは先行研究の分析を行い、課題抽出を行った。1950 年～1970 年代に発表された研究として、岸勇、小川政亮、吉田久一、河合幸尾の著書・論文を分析した。1980 年代以降に発表された研究として、副田義也、菅沼隆、寺脇隆夫、岩永理恵の著書・論文を分析した。分析によって抽出した課題は、前記(4)のとおりである。

(2) 関連する文献・資料収集と分析

憲法 25 条と生活保護法の成立過程に関する文献・資料を収集し、分析を行った。同時代は多分野からの研究がされており、収集した文献・資料も経済学・法学・社会学・社会福祉学など多岐にわたっている。

また、一次資料の収集を目的として、日本社会事業大学や法政大学大原社会問題研究所に所蔵されている資料も収集し、分析した。

(3) 多分野の研究者との議論と社会への情報発信

学際的な研究であったため、分析した結果についても多分野の研究者と意見交換を行った。具体的には、経済学・法学・社会福祉学などの研究者から構成される医療・福祉問題研究会(石川県金沢市で開催)と、社会学・経済学・社会福祉学などの研究者から構成される社会保障政策研究会(東京都豊島区で開催)で定期的に報告を行った。

研究会での議論を経て、学会報告を行い、その結果をふまえて、学会誌や学術雑誌へ積極的に投稿した。研究期間中にすべての研究成果を公表できたわけではないので、今後も研究成果を公表していく。

また、勤務校の公開講座や研修の機会を通じて、研究者以外にも研究成果を還元してきた。

4. 研究成果

(1) 憲法 25 条(生存権・生活権)と生活保護法の関連

憲法 25 条と生活保護法は同時期に議論されていて、関連付けて議論されることもあった。しかし、憲法 25 条をめぐる議論は「社会的生活保障制度」として、体系的な社会保障体系をいかに構築するか、が中心的課題であった。一方、生活保護法をめぐる議論は、憲法 25 条の「最低限度」という部分が強調されていた。生活保護法成立過程で、憲法 25 条 = 最低生活保障ということが強調されることにより、憲法 25 条が最低生活保障と定着していったといえる。

(2) 最低生活保障のあり方 = 社会保障の基本原則

憲法 25 条と生活保護法の成立過程を分析すると、生存権と生活権という用語が混在していたことがわかる。今日では、憲法 25 条は生存権として定着しているが、最低生活を保障する生存権でよいのかを検討する必要がある。

前述のように、憲法 25 条をめぐる議論では、総合的な社会保障体系としての「社会的な生活保障制度」のあり方が問われていた。その点をふまえると、生活権とする方が適切であると考えられる。

また、国民の生活保障に関する国家の義務と国民の権利についても議論されていたが、国民の権利に消極的な日本政府であっても、国家の義務は認めていた。社会保障における国家の義務についても、再検討する必要がある。

(3) 社会科学的研究の方法論

本研究はサブタイトルを「実証主義への批判的検討を中心に」としたが、上記の分析の際にも先行研究に対して、批判的視点を持つことを心がけている。

社会科学的研究の各分野では、実証主義が重視される傾向にある。実証主義自体が批判されるべきことではないが、資料やデータに基づかない記述を否定もしくは軽視するのは、社会科学的研究の発展を妨げることになりかねない。

現実の政策は多様なアクターによる作用・反作用によって決定される。一部のアクターを重視する分析では、政策決定における全体像を捉えることはできない。社会科学的研究では、総合的視点が不可欠であることを提起した。

(4) 今後の研究課題

一定の研究成果が出た一方、課題が残されていることも事実である。第 1 に、実証主義を重視する研究の「批判的検討」にとどまったことである。第 2 に、歴史研究・理論研究であるとはいえ、社会保障を利用する人々の生活実態をふまえていないことである。

今後は、社会科学的研究の具体的方法論を提起することと、社会保障を利用する人々の生活実態をふまえた最低生活保障の基本原則を構築すること、が課題である。引き続き、残された研究課題に取り組みたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 8 件)

村田 隆史、失業がもたらす貧困と社会保障制度の果たす役割、国民医療、査読無、337、2018 年、46 - 54

村田 隆史、生活保護改善と社会運動の関連に関する一考察 - 全日土建と日患同盟を事例として -、総合社会福祉研究、査読有、48、2017 年、38 - 47

村田 隆史、労働条件を改善してより良いケアを実践するために - 介護労働者が生きがいのある職場を目指して -、医療労働、査読無、598、2017 年、2 - 4

荻原 康一・村田 隆史、西和賀町(旧沢内村)の地域包括ケアに関する調査・研究 - 地域包括ケア研究部会(中間報告) -、国民医療、査読無、332、2016 年、66 - 71

村田 隆史、憲法 25 条と医療保障、国民医療、査読無、330、2016 年、2 - 6

村田 隆史、社会保障の基本原則と憲法 25 条 ~ 社会保障改革における「自助・共助・公助」論の批判的検討 ~、医療・福祉研究、査読無、25、2016 年、9 - 15

村田 隆史、最低生活保障の分析視点に関する史的考察、国民医療、査読無、328、2015 年、50 - 59

村田 隆史、社会保障研究の方法論に関する一考察 ~ 政策主体と社会運動の評価をめぐる対立を中心に ~、福祉図書文献研究、査読有、14、2015 年、21 - 32

[学会発表](計 5 件)

村田 隆史・工藤 英明、介護保険制度下の自立支援に向けたケアマネジメントに関する一考察 - 青森県内の事例を通して -、日本社会福祉学会第 65 回秋季大会、2017 年

村田 隆史、社会保障権の実現に向けた理論的・実践的課題に関する考察 - 関連文献の分析を通じて -、日本福祉図書文献学会第 20 回全国大会、2017 年

村田 隆史、高齢期の最低生活保障に関する政策的課題 ~ 今日的生活保護制度改革に焦点を当てて ~、日本社会福祉学会東北部会第 17 回研究大会、2017 年

村田 隆史、社会保障と労働政策の交錯と最低生活保障、社会保障政策研究会第 24 回例会、2016 年

村田 隆史、生活保護改善と社会運動の役割、日本福祉図書文献学会第 18 回全国大会、2015 年

[図書](計 3 件)

村田 隆史(分担)、自治体研究社、高齢期社会保障改革を読み解く、2017 年、176

(123 - 134)

村田 隆史 (分担)、大学教育出版社、社会福祉記事ワークブック、2016 年、144(136 - 143)

村田 隆史 (分担)、自治体研究社、増補改訂 基礎から学ぶ社会保障、2016 年、350 (173 - 186)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

村田 隆史 (MURATA Takafumi)

青森県立保健大学・健康科学部・講師

研究者番号：20636477